

庶発第915号 昭和43年8月1日

文部省大学学術局長 宮地 茂殿

日本学術会議事務局長 鶴銅 肥佐男

昭和44年度特定研究について(申入れ)

さきに昭和43年7月13日付庶発第792号をもつて、「昭和44年度科学研究振興に必要な予算について」申し入れた際、44年度においてとりあげるべき特定研究課題については、後日申し述べることを申しそえておきましたが、その後日本学術会議としては、関係者の説明を受け別記の基準に照らして慎重に検討した結果、下記の各課題を選定しましたので、この点申し入れます。

なお、貴省において決定されるに当つては、あらかじめ本会議と十分に打合せを行なわれるよう、あわせて申し添えます。

記

水文学、脳障害、生物物理、生物圏の動態、明治・大正・昭和における日本近代化の研究、科学教育、量子エレクトロニクス、以上継続

極低温における物性の研究、実験動物一開発・改良に関する基礎的研究一、Radio-ecology
農薬の危害、情報処理に関する研究、分子科学、生物環境制御、以上新規

別記

選定の基準

1. 研究の成果が多くの分野に影響を与え、他の分野からもその急速な発展を望まれるもの。
2. 境界領域の研究であつて、特に重要なもの。
3. 國際的に常時研究調査観測し、その成果を國際的に連絡することを要するもので、わが国が参加すべきもの。
4. いくつかの研究機関にまたがる研究であつて、総合的に、その飛躍的発展を図るべきもの。
5. わが国の経済の発展、国民生活の安定向上のため、特にその研究の促進を図るべきもの。

庶発第1454号 昭和43年11月15日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永 振一郎

(写送付先: 総理府総務長官、大蔵、文部、
厚生、建設、および自治各大臣)

民家の緊急調査と重要遺構の保存について(勧告)

標記のことについて、本会議第51回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

わが国の民家は木造を主体とする独特の様式をもち、庶民生活の発展とともに歴史的に形成されてきた日本民族の貴重な文化遺産である。しかるに、最近の国民生活様式の急激な変化、全国的な地域開発の進行、僻地の荒廃化現象などによつて、多年にわたつて蓄積されてきた学術上重要な価値あるこれらの文化財が急速に改ざん、破壊され、消滅しつつある。これらの文化財がいつたん破壊される

と、わが国だけでなく世界の民族文化研究に大きな意義をもつ調査研究および教育上の手段が完全に失なわれ、将来の大きなくいとなることは必然である。従つて政府は一刻も早く次のような適切な措置を講ずる必要がある。

1. 民家の全国的な緊急調査の実施
2. 破壊の危険にさらされている重要民家遺構の緊急買取り
3. 民家遺構の有効な保存体制の整備

(説明)

1. 民家の全国的な緊急調査の実施

わが国の民家の類型が多様であることは上に述べた通りであるが、そうした類型の分布状況やそれらの発展過程についての解明はいわばその基礎となるべきものである。

従前の主として箇別的に行なわれた調査研究によって、こうした解明は部分的に行なわれてきたけれども、全体として見るならば、まだきわめて不充分である。そのため全国的な規模において、多数の遺構について組織的・学術的な調査を実施することが必要である。しかしながら現在この当の民家遺構が急速に消失しつつあるので、すべての研究や事業の出発点であり、最も基礎的な作業である遺構の調査研究は緊急を要するものとなつてきている。

昭和41年度からの継続事業として、文化財保護委員会（現在文化庁）による全国民家緊急調査が各府県ごとに行なわれているが、これはここに提唱している民家の緊急調査と類似しているけれども、その調査予算は一府県につき僅か40万円余にすぎず、事務経費を除くと、一府県の民家の概要を学術的に究めるにはあまりにも少ない費用である。その上、最初の資料の作成の段階で、対象の選択に統一を欠くなどの問題があり、重要な民家遺構を逸することがある。こうした予算上・方法上・技術上の欠点を大副に改善し、より組織的・学術的な補充調査を行ない、前記の調査と共に保存対策をより適切ならしめるための資料作成がすべての対策の前提として緊急に必要である。

緊急調査に要する予算は別紙の通りである。

2. 重要民家遺構の緊急買取りについて

民家研究にとって最も重要な資料は遺構そのものである。

したがつてその重要なものについては家構そのものの保存が絶対に必要である。

ところが近年における住生活様式の大きな変化は、居住者に対し現在の生活に適合しない古民家の改造・建替え・廃棄などを余儀なくさせており、その保存を居住者に要求することは人道的にも経済的にも期待しえない状態にある。したがつて、重要遺構の保存を期するためには、現在居住されている家においても、早晚その買取りが必要であり、事情によつて近いうちに居住者が処分しようとしているような場合は早急に買い取り、また現地において保存することの不可能なようなものについては買上げ、解体、移築などの処置を講じなければならぬ。

買取りの対象に該当する重要民家遺構は、既存の重要文化財指定の民家、およびそれに準ずるもの、前に述べた緊急調査によつて重要と認定されるものの中から選定されることになる。なお、これら遺構の解体および移築は厳密な調査と学術的な管理の下に急速に進められなければならない。

ばならない。

3 民家遺構の有効な保存体制の整備

文化財としての民家の保存は、現地保存がのぞましいが立地用地の転用地区の発展にもとづく環境の変化、あるいは管理上の問題から移築を必要とする場合が多い。また買収、解体された遺構は有効な資料として役立てられるためにも、また木造家屋という性質上も、直ちに再建されることが必要である。そのために、適切な環境条件のもとに、全国のさまざまな形式の民家を、相互の系統や歴史的変遷が容易に理解できるように特定の場所に集めて再建することが望ましい。

そのために、先に述べた府県単位の緊急調査の資料に基づいて、それぞれの府県ごとに、まづ民家集落のような用地を設定し、再建されるのが緊急な対策と考えられる。

以上の調査および保存の事業が推進されるよう政府の適切な予算措置が必要である。

(別紙)

各地方の民家の緊急調査

全国を府県単位に分け、次のような方法で調査を行なう。

(a) 所在調査……………民家の遺構の分布とそれら遺構の資料としての価値を調査するもの。1班

2人の調査班が、最低50日(1回5日間の調査を10回行なう)の調査を行なう。

そのための費用
〔1府県当たり……………1,600千円
全 国 で……………7,360千円〕

(b) 遺構記録調査……………所在調査の結果にとづき、資料としての価値のあるものを、約200棟を選び、実測図作製写真撮影を行ない記録・保存する。

そのための費用
〔1棟当たり……………15千円
1府県当たり……………3,000千円
全 国 で……………138,000千円〕

(c) 報告書作成……………このような調査で得られた資料は整理され一般に報告されなければならぬい。

そのための費用
〔1府県当たり……………1,000千円
全 国 で……………46,000千円〕

(その他、調査に必要な備品の購入費 5,000千円)

以上、緊急調査に必要な経費の総計 257,600千円

参考資料 1

海外の民家博物館の例

スカンセン(Skansen)

(1) 位 置……………スエーデンの首都、ストックホルムの市街と橋1つへだてて続く丘で、小方形容の意味であり、数百年前には堡砦のあつた処といわれている。

(2) 開 設……………この丘のふもとにあるノルディスカ・ミューゼーの創立者、アルツール・ハゼリュースが 1872年から民族学的遺物、古い家具、衣類などを破滅から守る仕事を始めたのが発展して、スエーデンの中世以後の各階層にわたる社会生活を目にする姿で示す博物館として結実したものである。古い民家が、その展示を目的として集められ、一般に公開されるよ

うになつたのは、スカンセンが世界中で最初である。その準備は1880年代から進められ戸外博物館として開館したのは1891年である。

(3) 規模と形式…………この面積は75エーカー(約9,000坪)

最初は、民家の集め方も偶然目にとまつたものを持つてくるという場合が多かつたのであるが、次第に代表的なものを選択するようになり、また主要建物を1棟だけを移すのではなく倉庫や家畜小屋もすべて含めた一組の農家を移建するようになり、スエーデン国内の民家のあらゆる型を網羅し、こゝではこれらのすべてを見る事が出来るようになつてきた。また農家のほかに領主の家、教会堂、市場の売店、田舎の宿などさまざまなものを含め、これを田舎のこりつしたたゞまいとして構成する一方、市街地から移した建物も町の一角として配置し、住家のほか、印刷屋、鍛冶屋、靴屋、機織屋などをも含めてその雰囲気を出している。

(4) 催し物……………スカンセンは、当初から古い風習や行事などを見物される場所にもされた。あらゆる古い年中行事などが、ここで催され保存を計つた結果、それぞれの地許での復興熱を高めるに至つた。このような催し物のほか、動物園や子供の遊び場なども設けられていて、年間の入場者は200万人にも達し、ストックホルムの人々が平均年に2回入場する計算になつてゐる。因みに入場料は約200円で、国・公立の施設に比較して高いのは、これが重要な財源になつてゐるためといわれてゐる。

(5) 草集民家……………現在集まつている数は130に達し、面積から云つても、数から云つても、豊中の日本民家集落博物館の約10倍になる。

1～5 放牧地の夏の家

6 北スエーデンの16世紀の農家家構、10 オランダの18世紀の農家家構
12 鉱山地帯の鉱山師の親方の家、14 兵士の家、15～17 1819世紀の二階建を混えた農家、20 倉庫の古い形式を模して作つたもの、23 風車、26～30 フィンランド人の入植者の家、31～34 モンゴールの支族ラップ人の小屋、39 スエーデンボルグ(1688～1772)の夏の家、42.43 鐘塔(1732)(1778)，
44 木コリの家、98 鍛冶屋の家、99 ラブランダの農家、105 北スエーデンの17世紀の農家、106 放牧のための山の家、110 教会堂(1729～30)，113，114風車、116 リンドバーグ(作家、詩人の書斎、117 クロンベルグのアトリエ、154～157領主の家、163～169市場の売店、170 スカンセンの創立者ハゼリウスの家(18世紀)、174 薬種商(1794)、175 ストックホルムの大商人の夏の邸宅(1770)、177 印刷工房(1725)、178 食料品店(19世紀)、180 なめし皮工房(1804)、182 鍛冶屋……石造二階建(18世紀)、183 パン焼屋(18世紀)、184 くし作り工房、186 ガラス工房(1824)
187 陶器工房(19世紀初頭)

これに類する施設として、北欧では

- ・ デンマークのオオリュースにある、ガムル・ビイ(古い町)
- ・ デンマークのコペンハーゲンの郊外にある、フリーランド・ミューゼ、などがある。

参考資料 2

既存の民家保存施設および現在計画途上の関係施設表

名 称	所 在	規 模	収容戸数
日本民家集落博物館	大阪府豊中市服部	9,000坪	13棟(飽和状態)
日本民家園	神奈川県川崎市	9,000坪	現在5棟(完成時約50棟)
明治村	愛知県犬山市	15,000坪	明治期 民家は2棟(のもの)
風土記の丘	各都道府県に1ヶ所	5,000坪以上	

以上の施設のうち、日本民家集落博物館は一般的な啓蒙活動としての事業とその役割を果してきたが、その規模の点からも、今後の拡大発展は期待できない。日本民家園は規模も最も大きく、組織的・学術的に運営されつつあるが一地方自治体（川崎市）の事業として予算的にも限界があり、上述のような要求はみたされ得ない。又明治村についてはその対象が形式的および年代的に限定されているので上述の構想とはややかけ離れている。

風土記の丘については民家を中心とした計画ではなく、これにも多くを期待することは無理と思われる所以、これに類する構成で、「民家集落」のための用地を設置しとりあえずこゝに重要な遺構を再建することが緊急な保存の対策となろう。

番号	府県	指定年月日	名称	場所	所員数	年代	所有者	備考
4 7	栃木	4.3. 4.2.5	荒井家住宅	栃木県矢板市立	2	延宝頃	荒井 壮泉	
4 8	"	"	岡本家	" 河内郡河内村	2	江戸後期	岡本 延也	(文書)
4 9	"	"	入野家	" 芳賀郡市貝村	2	天保 8	入野 石羽	(棟札)
5 0	"	"	羽石家	" " 茂木村	1	元祿 2.	羽石 忠進	
5 1	"	"	三森家	" 那須郡那須町	2	江戸中期	三森 忠雄	
5 2	滋賀	4.3. 4.2.5	宮地家	" 滋賀県長浜市国友町	1	江戸後期	宮地 重造	
5 3	"	"	田中家	" 伊香郡西幾井村	1	明和 5	田中 太郎	(墨書)
5 4	"	"	辻家	" "	4	文化5-18 文政8 天保3	辻 秀太郎	表門・南倉・主屋・前倉
5 5	奈良	4.3. 4.2.5	藤岡家	" 奈良市元与寺町	1	江戸中期	藤岡 重夫	
5 6	"	"	栗山家	" 奈良県五条市五条	1	慶長12	栗山 正一	(棟札)
5 7	"	"	中村家	" 御所市柄	1	江戸初期	中村 勝久	
5 8	"	"	村井家	" 北葛城郡新庄町	3	元祿 3	村井 好之助	(普請帳)
5 9	"	"	菊家家	" 添上郡月ヶ瀬村	1	江戸中期	菊家 源郎	
6 0	"	"	中家	" 生駒郡安堵村	3	江戸初期	中則 则夫	
6 1	"	"	塙岡家	" 宇越郡大字宇陀町	2	"	塙岡 マサ	
6 2	"	"	西田家	" 吉野郡西吉野村	1	江戸中期	西田 敏実	
6 3	"	"	荒木家	" 広島県比婆山比和町	1	"	荒木 一夫	
総計				63件	102棟			

番号	府県	指定年月日	名 称	場 所	員数	年 代	所 有 者	備 考
15	石川	3.8. 7. 1	旧小倉家住宅	石川県石川郡白峰村	1	江戸後期	白 峰 村	
16	福井	4.1. 6.1.1	坪川家住宅	福井県坂井郡丸岡町	1	江戸初期	坪 川 真 純	財団法人坪川家住宅保存会
17	山梨	2.8. 3.3.1	高野家	" 山梨県塩山市上於會	1	享保 5 頃	高 野 みゆき	
18	"	3.9. 5.2.9	関西家	" 西八代郡下部町	1	江戸中期	関 西 美 貞	
19	長野	4.1. 6.1.1	竹村家	" 長野県駒ヶ根市中沢	1	貞享 1	駒 ケ 根 市	
20	岐阜	3.1. 6.2.8	旧大戸家	" 岐阜県大野郡白川村	1	天保 4	下 呂 町	(棟 札)
21.	"	4.1.1.2. 5	吉島家	" 高山市大新町	2	明治 4.0	吉 島 保兵工	(日 記)
22	"	"	日下部家	"	3	明治 1.2	日下部 礼一	(板絵図略)
23	静岡	3.8. 5.1.4	江川家	"	1	江戸初期	財団法人 江 川 文 庫	
24	滋賀	2.9. 3.2.0	大角家	"	3	寛 永 頃	大 角 強右工門	
25	京都	1.9. 9. 5	小川家	京都市中京区大宮御池下ル 屋	3	江戸末期	小 川 平太郎	
26	"	2.7. 3.2.9	角		1	"	中 川 德右工門	
27	大阪	1.2. 8.2.5	吉村家住宅	大阪府羽曳野市島泉町	3	江戸初期	吉 村 要治郎	
28	"	2.7. 3.2.9	降井家書院		1	"	降 井 多 聞	
29	"	3.9. 5.2.6	旧緒方家住宅	大阪市東区北浜	1	江戸末期	文 部 省	財団法人日本民家集落博物館
30	"	3.9. 5.2.9	旧泉家	大阪府能勢町	1	江戸初期	日本	

民家指定物件一覧

番号	府県	指定年月日	名 称	場 所	員数	年 代	所 有 者	備 考
1	岩手	40. 5.29	普野家住宅	岩手県北上市口内町	1	享保 1.8	菅野助治	(覚え帳)
2	"	"	旧後藤家住宅	" 江刺市広瀬	1	江戸中期	江刺市	
3	秋田	40. 5.29	奈良家住宅	秋田市金足	1	宝 厥	奈良恭三郎	
4	神奈川	31. 6.28	旧矢筈原家住宅		1	江戸末期	財団法人 三溪園保勝会	
5	"	39. 5.29	旧伊藤家 "	神奈川県川崎市金程	1	江戸中期	川崎市	
6	"	41. 6.11	関家 "	横浜市港北区勝田町	1	江戸初期	関 鑑治	
7	"	41.1.2. 5	旧北村家 "	神奈川県秦野市堀山下	1	貞享 4.	川崎市	(墨書き)
8	"	42.12.11	旧佐々木 "	長野県南佐久郡八千穂村	1	享保 1.7	"	(記録)
9	新潟	29. 5.14	笠川家 "		7	文政 9	笠川共一	(棟札)
10	"	"	渡辺家 "		4	天明 8	渡辺万寿太郎	財団法人渡辺家保存会
11	富山	33. 5.14	村上家 "		1	江戸中期	村上忠松	
12	"	"	羽馬家 "		1	"	羽馬外二	
13	"	"	岩瀬家 "		1	江戸末期	岩瀬慶一郎	
14	石川	38. 7. 1	時国屋 "		1	江戸中期	時国玄	